院内感染対策に関する取り組み

１．院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院では感染防止対策を病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の早期対応を行うことに努めます。

２．院内感染対策のための組織に関する基本事項

１）院内感染防止対策委員会（ICC）：院内感染対策に関する方針の決定機関

院長、副院長、診療部長、事務局長、看護部長、薬剤部長、診療技術部長をはじめ各部門の代表者で構成されています。

月１回の定例会議を開催しています。

２）医療安全管理部・感染管理室：院内感染に関する情報収集（サーベイランス）、立案、実行など感染対策事業を実践しています。

兼任の感染管理室長（医師）、専従院内感染管理者（感染管理認定看護師）、専従薬剤師（感染制御認定薬剤師）、兼任臨床検査技師が在籍し感染制御チーム（以下：ICT）として活動しています。

また、各部署に ICT メンバーを任命し月１回の定例会議を開催しています。

３．院内感染対策に関する取り組み事項

１）ICT の活動

週１回の院内ラウンド、院内感染上問題となる微生物の発生状況の把握と関係部署への指導など、感染対策の推進と評価を行っています。

２）院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合は、ICT は速やかに現状の把握と感染源および感染経路を究明し、感染拡大を防止します。状況によっては飯田保健所と情報共有して対応を行います。

３）感染対策に関する職員教育についての事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会を年２回以上開催しています。また、院内感染対策のマニュアルを整備し定期的な見直しを行い適切な感染対策が実践できるよう周知を行っています。

４）患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行時は、広報誌への掲載や飯田市立病院ホームページからのお知らせ、院内ではポスター等による掲示にて情報提供を行います。

５）地域連携に関する事項

感染防止対策向上加算に係る地域の医療機関（病院・診療所等）と連携を行い地域の感染防止対策向上に取り組んでいます。

飯田市立病院　病院長